

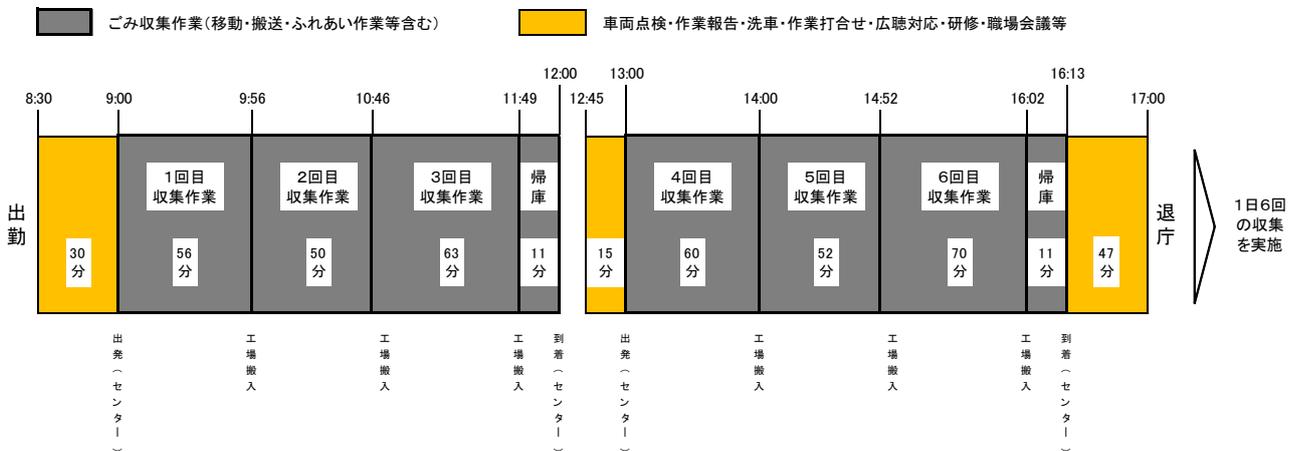
大阪市が実施する家庭系ごみ収集輸送事業の内容について

①普通ごみ収集

一般家庭などから排出される一般廃棄物（収集対象品目は生ごみ、紙くず、せとものをはじめ最大の辺又は径が30cm以内、あるいは棒状で1m以内の日用品、電気器具類など）については、市が直営で週2回収集している。

ただし、1日の平均排出量が10kg以上の場合や、毎日収集の場合は有料で収集している。

この作業を効率よく行うため市内を11区域に分割し、それぞれの区域に設置されている環境事業センターが所管区域内の収集計画（収集日の設定や車両ごとの収集コース地図作成）を立て、毎回同一地区の収集作業をほぼ同時間帯に行っている。（資源ごみ・容器包装プラスチックの収集計画についても同様に作成）



※ 2006年度に1日5回作業から6回作業にノルマアップした。移動時間の短い地域も1日6回作業を設定しており、上記例より作業時間が短くなる環境事業センターもある。
 ※ 上記表は淀川区における作業の2011年6月実績の平均。

(ア) 狭隘道路地域対策

普通ごみについては、主として小型プレスダンプ車を使用し、原則として各家庭の軒先から収集する各戸収集を実施している。

しかしながら、市域内には小型プレスダンプ車が通行できない狭隘な道路もたくさんあるため、このような地域については、小型プレスダンプ車の通行が可能な道路まで、市民にごみの持ち出し協力をお願いしているが、ごみの持ち出し距離が相当長く（おおむね50メートル以上）なる地域については、市民の負担を考慮し、軽四輪車による収集を実施している。

(イ) ごみ収集輸送業務における乗車人数について

機械式収集車両による作業中の事故防止や道路事情等から発生する作業中の通過車両の監視・誘導、収集職員の退避等危害を防止するための措置が必要であるなど、労働安全衛生の確保のため、収集作業には基本的に車両1台に2名が必要であると考えている。〔旧厚生省『廃棄物処理事業における事故防止対策検討委員会報告書』（昭和59年11月）「収集作業は二人以上で行う」〕

また、家庭ごみの収集形態としては、各戸収集を基本としており、収集にあたっては、各家庭の前に出されたごみの収集と車の移動が連続する工程のため、運転職員は、運転業務に専任せざるを得ないことや、収集車両の仕様上、積み込み装置はエンジンの動力で動いており、一般道路上において、積み込み作業中に、運転職員が運転席を離れることは道路交通法（第71条5、5の2）の趣旨からも適切ではないと考えており、収集作業は車両1台に3人乗務を基本として実施している。

（ウ）ごみ収集輸送業務の効率化（2人乗務作業の拡大）について

普通ごみ等の収集業務は、小型パッカー車などごみ収集車1台につき3人乗務を基本として実施してきたが、収集業務の効率化を推進するため、平成18年度から、建物の敷地内に収集車を乗り入れて収集作業ができる大規模住宅を対象として、2人乗務作業を実施してきた。より一層の効率化を推進するため、対象を共同住宅を中心に一部各戸収集も行っていくこととし、普通ごみ収集車両190台のうち27台（約14%）が2人乗務作業となっている。（平成24年4月1日現在）さらに、平成24年10月に11台を拡大する予定である。（計38台、20%）

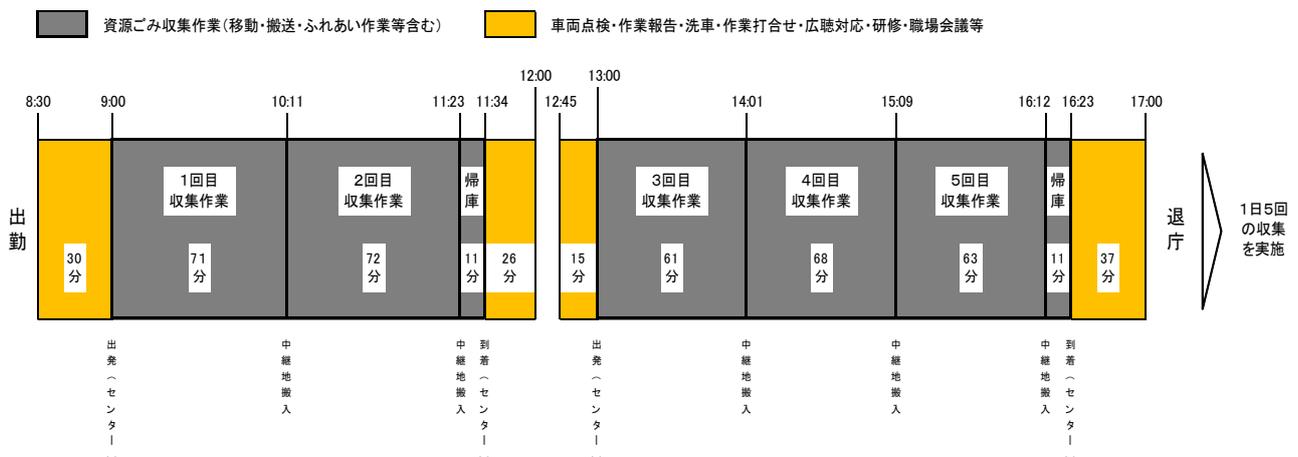
②資源ごみ収集

平成4年10月から北区・都島区・旭区の3区においてテスト事業を行い、平成6年10月から市内全域で実施している。

収集対象品目は、当初の空き缶・空きびんに加え、平成6年10月からは金属製の一部食生活用品、平成9年10月からはペットボトル、さらに、平成19年4月からは最大の辺、又は径が30cm以下、棒状で1m以下の金属製の生活用品についても追加した。

収集は、平成17年4月から週1回の頻度で行っている。

なお、収集した資源ごみは、民間の処理施設で選別して、圧縮・減容等の加工を行い指定法人及び再商品化事業者へ引き渡し再商品化している。



※ 上記表は淀川区における作業の2011年6月実績の平均

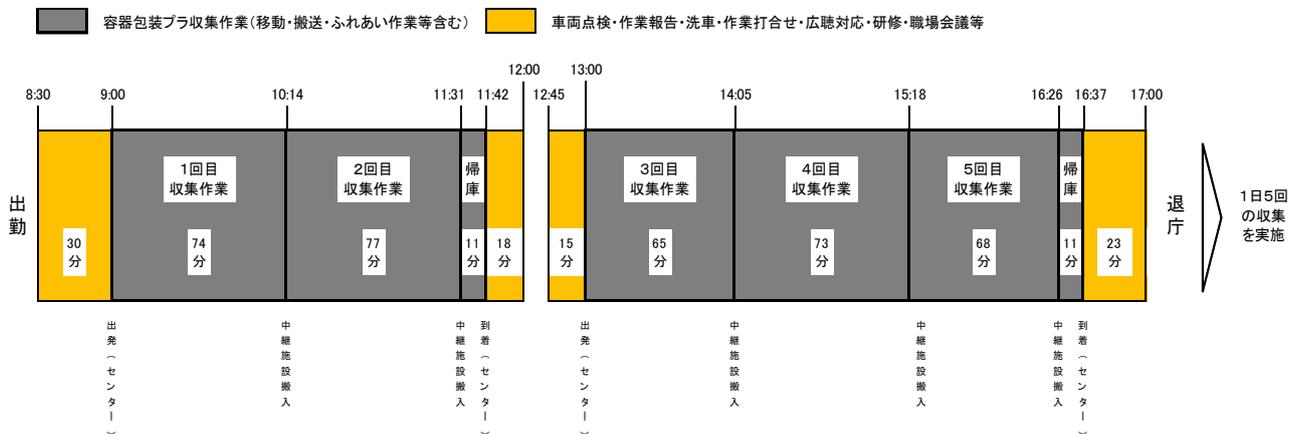
③容器包装プラスチック収集

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」の完全実施（平成12年4月）により、ペットボトルを除くプラスチック製の容器包装廃棄物を対象に、平成13年10月から福島区・此花区・住之江区・住吉区の4区において、テスト事業を行い、平成15年10月から西区・港区・大正区・西淀川区・旭区・城東区・鶴見区を加えた11区に拡大し、平成17年4月から、市内全域で実施している。

収集は、平成14年10月から週1回の頻度で行っている。

なお、収集した容器包装プラスチックは、6ヵ所〔住之江、舞洲、西淀、鶴見、平野、東淀〕の中継施設に搬入し、そこで、大型車に積み替えて、本市と契約している民間の保管施設へ運搬している。

保管施設では、容器包装プラスチックの対象とならないごみ（異物）の除去を行い、圧縮梱包し指定法人へ引き渡し再商品化している。



※ 上記表は淀川区における作業の2011年6月実績の平均

④粗大ごみ収集

平成12年10月から申告制を全市実施し、平成18年10月より「行政サービスの公平性」の確保及びごみの減量化を推進するといった観点から、粗大ごみ収集の有料化を実施している。なお、平成23年10月から北区、都島区、旭区、城東区、鶴見区において収集運搬業務の民間委託を行っている。（平成23年10月から平成24年3月までの委託費は、北区・都島区の計が1,785万円、旭区・城東区・鶴見区の計が2,060万円）

対象となるものは、家具や家庭電化製品等（エアコン・テレビ・冷蔵庫及び冷凍庫・洗濯機及び衣類乾燥機は除く）の大型耐久消費財で最大の辺又は径が30cmを超えるものあるいは棒状で1mを超えるもので、家庭の引越しなどで一時的に多量に出されるごみについても、電話申込みにより有料で収集している。

収集にあたっては、粗大ごみ収集受付センターからの収集受付票を基に、可燃物と不燃物ごとに収集コース地図を作成し作業にあっている。

粗大ごみの処理については、可燃物は主として小型プレスダンプ車を使用して収集した後、本

市の焼却工場へ搬入し、焼却処理を行っている。

なお、可燃物のうち、畳やスプリング入りマットレスについては、大正破碎施設、舞洲破碎設備で破碎処理を行った後、焼却工場で焼却処理を行っている。

不燃物については、小型四輪車を使用して収集した後、大正破碎施設及び舞洲破碎設備で破碎し、破碎したごみの中から鉄分を回収して再資源化を図った後、焼却工場で焼却処理を行っている。

粗大ごみ量の推移（単位：t）

年 度	処 理 量
平成 21	12,469
22	11,379
23	11,989

⑤小物金属類収集

平成 23 年 10 月から福島区、此花区、西淀川区において分別収集を試行実施している。

対象となるものは、最大の辺又は径が 30 c m 以内のものあるいは棒状で 1m 以内のものうち、アイロン、電話機、オーブントースター等の小型電気製品や傘等の金属混合物である。

排出にあたっては、粗大ごみ収集時にあわせて収集することで、既存の機材等の活用が可能であり、効率的であることから、粗大ごみ収集受付センターに申し込みを行い、指定した日に収集している。

⑥環境ごみ収集

(ア) 街頭ごみ容器について

まちの美化を促進するため、ターミナルや主要幹線道路のバス停留所、主要交差点等に街頭ごみ容器を設置（平成24年6月末現在 65個）し、維持管理と収集作業を行っている。

平成 21 年度に市民周知を十分図ったうえで、特に不適物の混入率が高い街頭ごみ容器については整理を行い、引き続き、ごみの適正排出を促進する観点から使用状況を注視しつつまちの美化に努めている。

(イ) 不法投棄処理について

市民からの通報により随時撤去作業を行っている。

また、まちの美観を損ねる不法投棄を防ぐため、次のような措置を講じている。

- ・所轄警察署との協力の他、各環境事業センターに配属している環境整備車両により、市内を巡回しながら不法投棄を発見次第投棄物の除去作業を実施している。
- ・市民のマナーを喚起するための不法投棄防止の立札設置や広報活動
- ・空地の管理者または所有者に対する適正管理の要請

不法投棄処理状況（単位：t）

年 度	処 理 量
平成 21	6,632
22	5,640
23	5,506

(ウ) 清掃ボランティア活動の支援について

ノーポイモデルゾーン（清潔保持推進区域）内に設置した「まち美化パートナー制度」実施地区において、本市と覚書を交わして清掃及び美化啓発活動を行う団体に対して清掃用具やユニフォームの交付、後ごみ収集などの支援を行うとともに、その他清掃ボランティアに対しても清掃用具の交付や後ごみ収集の支援を行っている。

⑦古紙・衣類収集

平成 25 年 2 月 1 日から北区、都島区、中央区、浪速区、東成区、生野区の 6 区において、分別収集を実施する。（平成 25 年 10 月 1 日から全区で実施予定）

収集するものは、新聞・段ボール・紙パック・雑誌・その他の紙・衣類。

⑧死獣（犬・猫等）・胞衣汚物収集

(ア) 死獣（犬・猫等）の処理について

道路上等の犬・猫等の死体の処理は、市民等からの連絡により各環境事業センターで随時無料収集を行い一時保管した後、木津川事務所の収集車で回収し、同事務所内にある専用炉で胞衣汚物と同様に焼却処理を行っている。

また、飼育されていたものについては、市民等からの依頼により各環境事業センターで随時有料収集し、同様に焼却処理を行っている。

犬・猫等の死体処理状況（単位：件）

年度	道 路 上 等 に 遺 棄 さ れ て い た も の			飼育されていたもの				合計
				犬 ・ 猫 等				
	犬	猫	小計	大	中	小	小計	
平成21	96	10,659	10,755	2,037	4,542	7,604	14,183	24,938
22	100	10,269	10,369	2,103	3,963	8,045	14,111	24,480
23	93	10,488	10,581	1,808	3,720	7,726	13,254	23,835

(イ) 胞衣汚物の処理について

胞衣汚物とは、出産時に排出される胎盤や、流産による4ヶ月未満の死胎、手術等により生体から分離された四肢や内臓等をいい、これらについては、一般廃棄物の汚物、不要物に該当するが、産汚物等の取り扱い及び処理が、公衆衛生その他公共福祉の見地から適正な処理を行う必要性から「大阪市胞衣汚物処理条例」に基づいて、ごみ処理事業とは別体系の処理事業を実施している。

なお、胞衣汚物は有料で処理しており、死獣（犬・猫等）と同様に各環境事業センターで随時収集を行い一時保管した後、木津川事務所の収集車で回収し、同事務所内にある専用炉で死獣（犬・猫等）と同様に焼却処理を行っている。

胞衣汚物取り扱い件数 (単位：件)

年 度	胞 衣	汚 物						
		死亡汚物	出産汚物	医療汚物	人 体 四 肢		内 臓	小 計
					大	小		
平成 21	6,697	45	—	708	256	167	6,702	7,878
22	6,770	41	—	522	296	199	4,458	5,516
23	6,918	26	—	212	237	253	4,373	5,101

⑨ 拠点回収

ごみの減量と資源の有効利用を図り、廃棄物行政に対する市民の理解を深めるため、環境事業センター(11箇所)において月～土曜日の9時半～12時、13時～16時の間、受付回収窓口を設け、紙パック・乾電池・蛍光灯管・水銀体温計・マタニティウェア・ベビー服・子ども服の持ち込みを受け、回収したマタニティウェア等は、毎月第3土曜日に環境事業センター・御崎受付所で展示し、市民に無償提供している。(紙パックの持ち込みには、15枚ごとに受付カードにスタンプを押し、スタンプを10個押印したカードの枚数に応じて記念品を渡している。)

紙パック・乾電池・蛍光灯管・水銀体温計・インクカートリッジについては、受付回収に加え、スーパーマーケットなどの民間施設や区役所などの公共施設にも回収ボックスを設置し、週1回程度、巡回し回収している。

また、マタニティウェア等については、電話申し込みによる回収も行っている。

回収ボックス設置数一覧表 (平成24年4月1日現在)

設置場所	設置数	回収品目
民間施設	130箇所	紙パック、乾電池、蛍光灯管、 水銀体温計、インクカートリッジ (各施設により異なる)
区役所等	30箇所	
公共施設	36箇所	
公共施設	300箇所	紙パック※

※紙パックの回収量に応じて年2回記念品を交付。

【平成 23 年度回収量：紙パック 243 トン、乾電池 56 トン、蛍光灯管 17 トン、
インクカートリッジ 3 トン、マタニティウェア等衣類 26 トン】

【平成 23 年度マタニティウェア等展示提供数： 97,866 点】

⑩中継地管理（資源ごみ・容器包装プラスチック・粗大ごみ）

（ア）資源ごみ・容器包装プラスチック中継地

- ・中継地内における搬入車両の搬入指示・誘導
- ・再資源化対象のごみを中継地内で適正に管理
- ・搬出業者車両の搬出指示・誘導（車両への積み込みは搬出業者が実施する）
- ・搬入車両の搬入台数確認
- ・搬出車両の搬出台数調整
- ・中継地機材（ショベルローダー等）の維持管理

（イ）粗大ごみ中継地

- ・中継地内における搬入車両の搬入指示・誘導（一部民間委託の搬入車両あり）
- ・機材を使用して大型トラックへの積み込み
- ・大型トラックで破碎施設へ搬入

⑪ふれあい収集

本市が進めている「ひとにやさしいまちづくり」の一環として、平成 8 年 4 月から一人暮らしのおとしよりやおとしよりのみの世帯、障がいのある方がお住まいの家庭で、ごみを一定の場所まで持ち出すことが困難な世帯を対象として、申し込みによりごみの持ち出しサービスを実施している。

また、平成 17 年 7 月から、ごみの持ち出しサービスの際に、「声をかけても返事がない」、「ごみが出されていない」場合などには、ご希望によりあらかじめ登録いただいた連絡先に安否確認していただくよう、環境事業センターから通報する「安否確認の通報サービス」を実施している。

なお、サービスの内容として、粗大ごみについての申し込みが相当件数あるが、粗大ごみの形状や住宅事情によっては、要望により家の中まで入って作業を実施するケースがあるなど、高齢者の方々等と事前の調整を行う中で柔軟な対応に努めている。

ふれあい収集の実施状況（平成23年度）

（単位：世帯）

	実 施 世 帯 数	内 訳		住宅の種類	
		高齢者	障がい者	中高層住宅	その他
普通ごみ 資源ごみ 容 プ ラ	7,695	6,662	1,033	4,495	3,200
粗大ごみ	7,189	6,855	334	5,648	1,541

安否確認の通報サービス登録件数（平成24年3月末現在）

高齢者	障がい者	計
4,186 件	596 件	4,782 件

⑫車両整備

一般廃棄物運搬用貨物自動車及び局事業用自動車の小規模な修理及び定期検査を行っている。パッカー車等の特殊車両の整備については直営で実施しているが、小型貨物車・ライトバン等の車検等は、民間委託を行っている。

⑬上記①～⑫に付随する業務

(ア) ふれあい安心パトロール

子どもからおとしよりまで「誰もが安心して暮らすことができる安全なまちづくり」の実現をめざして、ごみの収集等作業が日常的に市内全域で行われるという環境局作業の特性を活かし、事件などの早期発見に努めるとともに、犯罪を未然に防止すること（犯罪の抑止）を目的として、平成17年2月14日から、ごみ収集車等を活用した作業エリア内パトロールを実施し、日常業務の中で市民の安全確保のための取組みを行っている。

○ ごみ収集車等を活用した作業エリア内パトロール（巡視）

環境局所管のごみ収集車両等に「ふれあい あんしんパトロール 実施中」のステッカーを貼付するとともに、収集作業員は腕章を着用し、事件などの早期発見や犯罪の未然防止（抑止）に留意しつつ、ごみ収集業務に従事している。

○ 緊急時の初期対応等

作業エリア内パトロール（巡視）の実施中、事件など市民の危険を発見した場合や市民から救助を求められた場合には、一時保護、関係機関への連絡（警察・消防など）といった初期対応

等を行っている。

対応件数 (単位：件)

環境事業 センター	平成 16 年度～ 平成 22 年度	平成 23 年度	合計
北部	8	1	9
東北	14	0	14
城北	44	10	54
西北	15	3	18
中部	22	4	26
中部(出)	15	8	23
西部	37	5	42
東部	68	0	68
西南	42	3	45
南部	36	1	37
東南	31	5	36
合計	332	40	372

(イ) 年末年始特別作業

年末は 12 月 31 日まで、年始は 1 月 4 日（日曜日の場合は 5 日）から家庭ごみの収集を行っている。

年末年始の時期は、普通ごみが増量するため、通常の稼働台数では収集が困難であることから、保有機材のほぼ全てを稼働させて収集している。

(ウ) 精霊流し

精霊流しは、古くからの市民風習として毎年 8 月 15 日に行われており、地元町会や仏教会等の団体が主催し、環境局は市民が放流する供物等による河川の汚濁や散乱を防止するため、供物等の受け入れ、処理を行っている。平成 24 年度はこうしたかたちでの精霊流しが、市内 21 ヲ所で行われている。

(エ) 災害対策

地震や風水害等自然災害の発生により、一時的に大量に発生したごみの処理については、衛生的で快適な生活環境を保持する観点から、「大阪市地域防災計画」で定める「災害応急計画」に基づき、迅速かつ適切な対応を図る。

⑭臨時ごみ収集

臨時的に事業活動に伴って出る一般廃棄物については、事業者からの申し出により有料で収集している。

料金については、50kgごとに1,350円となっており、ごみを排出する地域を所管している環境事業センターで申し込みを受け付け、見積もり・手数料受領後に排出量に応じた車両を配車し収集している。

○ 火事跡ごみの取扱いについて

火事跡から発生した廃棄物及び消火活動に伴う水損物等で、受入基準に適合するものを本市が臨時に収集する場合は、処分手数料相当額を減免し、収集手数料相当分を有料としている。これにより、火事跡ごみ臨時収集の手数料は1,350円/50kgのところを900円/50kgに減額される。

収集に際しては、各環境事業センターが窓口となり、火事現場の現地調査、罹災証明書の確認、ごみ等処分手数料免除申請書の受理、及び手数料の受領を行う。

なお、火種が残った状態で搬入すると工場の火災を招く恐れがあり、安全に処理をするため原則として、火災発生日から1週間後以降に搬入を行う。